

春日部市立図書館条例の一部を改正する条例

春日部市立図書館条例（平成17年条例第183号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、<u>午前9時から午後7時まで</u>とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 <u>図書館</u>の休館日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>とする。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第7条 図書館の開館時間は、<u>次のとおり</u>とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 春日部市立中央図書館 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館 午前9時から午後7時まで</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 <u>春日部市立中央図書館</u>の休館日は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この項において「祝日法」という。）に規定する休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、その休日（元日を除く。）が日曜日に当たるときは、その直後の休館日の翌日（当該日がこどもの日に当たるときは、その日の翌々日）とし、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休館日の翌日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。</p> <p>(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(5) 館内整理日 毎月末日。ただし、末日が日曜日又は月曜日に当たるときは、その直後の火曜日とする。</p> <p>(6) 特別整理期間 4月1日から6月30日ま</p>

<p><u>2</u> 教育委員会は、<u>前項</u>に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>	<p>で及び9月1日から11月30日までの間それぞれ7日間</p> <p><u>2</u> 春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</p> <p><u>3</u> 教育委員会は、<u>前2項</u>に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。